

山形村長 本庄 利昭 様

山形村監査委員 住吉 誠
同 福澤 倫治

令和4年度山形村の一般会計・特別会計歳入歳出決算及び基金運用状況
並びに公営企業会計決算の審査意見について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第2項及び第241条第5項並びに地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第2項の規定により、審査に付された令和4年度山形村の一般会計・特別会計歳入歳出決算、証書類その他政令で定める書類、及び基金の運用の状況を示す書類、並びに公営企業会計の決算、証書類、事業報告書及び政令で定めるその他の書類を審査したので、次のとおりその意見を提出します。

- 1 令和4年度山形村一般会計及び特別会計歳入歳出決算の審査意見 … 2～7頁
- 2 令和4年度山形村基金運用状況の審査意見 …………… 8頁
- 3 令和4年度山形村公営企業会計決算の審査意見 …………… 9～12頁

令和4年度山形村一般会計及び特別会計歳入歳出決算の審査意見

1 審査の種類

決算審査

根拠法令 地方自治法第233条第2項の規定による審査

2 審査の対象 一般会計及び4特別会計

令和4年度山形村一般会計歳入歳出決算

令和4年度山形村国民健康保険特別会計歳入歳出決算

令和4年度山形村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算

令和4年度山形村介護保険特別会計歳入歳出決算

令和4年度山形村清水高原簡易水道特別会計歳入歳出決算

各会計決算に関する証書類、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書

3 審査の着眼点及び実施内容

審査にあたっては、村長から提出された審査対象となった書類について、関係法令に準拠して調製されているか、決算書類の計数は正確か、財政運営は健全か、財産の管理は適正か、さらに予算が適正かつ効率的に執行されているかに主眼をおき、関係諸帳簿及び証拠書類との照合等通常実施すべき審査方法を実施したほか、必要と認めるその他の審査方法により、山形村監査委員監査基準（令和2年山形村監査委員告示第3号）に準拠して審査を実施しました。

また、既に行いました例月出納検査及び定期監査（財務監査）等の結果についても、参考として審査を行いました。

4 審査期間及び実施場所

令和5年7月27日から同年8月8日まで（所管課等から説明聴取）

山形村役場及び各機関の施設

5 審査の結果

審査に付された一般会計・特別会計の歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書は、法令に準拠して作成されているかを検証するとともに、決算計数は、関係諸帳簿及び証拠書類と照合した結果、一部の会計処理を除き、前述のとおり審査した限り、重要な点において、決算その他関係書類が法令に適合し、かつ正確であると認められました。

なお、事務処理等については、一部に是正又は改善を要する事項等が見受けられたものの、おおむね適正に行われていたが、引き続き適正な執行を求めるため、後述のとおり意見を付します。

6 審査の意見等

(1) 総括

① 歳入歳出決算の状況

(単位 千円)

| 区分 | 歳入総額 | 歳出総額 | 歳入歳出 差引額 | 翌年度へ繰り 越すべき財源 | 実質収支額 |
|--------------|-----------|-----------|-------------|------------------|---------|
| 一般会計 | 4,307,515 | 4,169,019 | 138,496 | 25,871 | 112,625 |
| 国民健康保険特別会計 | 1,012,040 | 1,005,437 | 6,603 | 0 | 6,603 |
| 後期高齢者医療特別会計 | 89,187 | 88,208 | 979 | 0 | 979 |
| 介護保険特別会計 | 726,326 | 664,613 | 61,713 | 0 | 61,713 |
| 清水高原簡易水道特別会計 | 28,781 | 27,670 | 1,111 | 0 | 1,111 |
| 合計 | 6,163,849 | 5,954,947 | 208,902 | 25,871 | 183,031 |
| 令和3年度 | 6,267,557 | 5,915,224 | 352,333 | 39,927 | 312,406 |

この決算額を前年度と比較すると、歳入総額△1億370万8千円（△1.7%）

の減、歳出総額3,972万3千円（0.7%）の増となり、決算規模はほぼ横這いの状態となっています。

② 収支の状況

総計決算における歳入歳出差引額は、前年度に引き続き、2億890万2千円の黒字となり、これを前年度と比較すると、△1億4,343万1千円（△40.7%）の減となっています。

歳入歳出差引額から翌年度へ繰り越すべき財源を差し引いた、実質収支額は、1億8,303万1千円であり、これを前年度と比較すると、△1億2,937万5千円（△41.4%）の減となっています。この黒字の主なものは、一般会計1億1,262万5千円、介護保険特別会計6,171万3千円等の剰余金が生じたためです。

③ 予算の執行状況

収入済額は総予算現額62億5,071万3千円に対し、△8,686万4千円の減収となり、収入率は98.6%となっています。また、調定額62億1,097万7千円に対する収入率は99.2%であり、収入未済額は4,281万7千円となっています。

一方、支出済額は総予算現額に対し95.3%の執行率で、1億2,107万4千円を翌年度へ繰り越し、不用額1億7,469万2千円を生じています。

〈令和4年度の不用額の状況〉 (単位 千円、%)

| 区 分 | 予算現額 A | 不用額 B | 不用率 B/A | 令和3年度 |
|--------------|-----------|---------|---------|-------|
| 一般会計 | 4,408,467 | 118,373 | 2.7 | 3.1 |
| 国民健康保険特別会計 | 1,025,789 | 20,352 | 2.0 | 0.3 |
| 後期高齢者医療特別会計 | 88,213 | 5 | 0.0 | 0.0 |
| 介護保険特別会計 | 699,776 | 35,164 | 5.0 | 8.0 |
| 清水高原簡易水道特別会計 | 28,468 | 798 | 2.8 | 5.4 |
| 合 計 | 6,250,713 | 174,692 | 2.8 | 3.2 |

今まで以上に効率的な予算執行に努め、事務事業を精査のうえ、不用額の要因を分析し、予算の編成、措置に取り組んでください。

④ 主要財政指標の状況

| 区 分 | 財政力指数 | 実質収支比 | 経常収支比 | 人件費比率 | 公債費負担 |
|--------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 令和4年度 | 0.44 | 4.0 | 79.2 | 24.7 | 8.7 |
| 令和3年度 | 0.45 | 8.2 | 74.8 | 23.8 | 9.0 |
| 令和2年度 | 0.45 | 2.6 | 81.2 | 25.4 | 9.3 |
| 令和元年度 | 0.45 | 3.5 | 82.9 | 23.5 | 10.7 |
| 平成30年度 | 0.44 | 3.7 | 82.6 | 23.2 | 10.3 |

財政力指数は、前年度を△0.01ポイント下回り0.44です。

実質収支比率は、前年度を△4.2ポイント下回り4.0%です。

経常収支比率は、前年度を4.4ポイント上回り79.2%です。

経常収支における人件費比率は、前年度を0.9ポイント上回り24.7%です。

公債費負担比率は、前年度を△0.3ポイント下回り8.7%です。

⑤ 基金現在高の状況

(単位 千円)

| 区 分 | 令和4年度末 | 令和3年度末 | 令和2年度末 |
|--------------|-----------|-----------|-----------|
| 一般会計 積立基金 | 2,959,452 | 2,629,710 | 2,459,617 |
| 一般会計 定額運用基金 | 79,002 | 78,957 | 78,893 |
| 国民健康保険特別会計 | 9,267 | 48,567 | 79,767 |
| 介護保険特別会計 | 130,996 | 97,492 | 74,512 |
| 清水高原簡易水道特別会計 | 9,371 | 8,739 | 8,438 |
| 合 計 | 3,188,088 | 2,863,465 | 2,701,227 |

本年度末の基金残高は31億8,808万8千円で、前年度末と比較して3億2,462

万3千円（11.3%）の増となっています。

財政調整基金は1億1,889万1千円の積立てが行われ、公共施設整備基金に1億9,779万9千円が積立てされました。

今後も中長期的の財政需要を見据え、適切な基金額を確保してください。

⑥ 村債現在高の状況 (単位 千円)

| 区 分 | 令和4年度末 | 令和3年度末 | 令和2年度末 |
|--------------|-----------|-----------|-----------|
| 一般会計 | 2,372,456 | 2,552,593 | 2,647,532 |
| うち臨時財政対策債 | 1,622,805 | 1,737,910 | 1,748,685 |
| うち臨時財政対策債を除く | 749,651 | 814,683 | 898,847 |
| 清水高原簡易水道特別会計 | 83,145 | 82,534 | 92,687 |
| 合 計 | 2,455,601 | 2,635,127 | 2,740,219 |

本年度末の村債残高は24億5,560万1千円で、前年度末と比較して△1億7,952万6千円（△6.8%）の減となっています。

村債残高の抑制に努め、健全で持続可能な財政運営に取り組んでください。

⑦ 不納欠損額の状況 (単位 千円)

| 区 分 | 令和4年度 | 令和3年度 | 令和2年度 |
|---------------|-------|-------|-------|
| 一般会計 村税 | 1,517 | 459 | 1,266 |
| 一般会計 負担金(保育料) | 0 | 323 | 260 |
| 国民健康保険税 | 1,983 | 406 | 782 |
| 後期高齢者医療保険料 | 0 | 0 | 0 |
| 介護保険料 | 811 | 902 | 576 |
| 清水高原簡易水道使用料 | 0 | 0 | 81 |
| 合 計 | 4,311 | 2,090 | 2,965 |

一般会計及び特別会計の不納欠損額は、431万1千円です。これを前年度と比較すると、222万1千円（106.3%）の増となっています。

⑧ 収入未済額の状況 (単位 千円)

| 区 分 | 令和4年度 | 令和3年度 | 令和2年度 |
|---------------|--------|--------|--------|
| 一般会計 村税 | 19,817 | 20,291 | 20,183 |
| 一般会計 負担金(保育料) | 194 | 162 | 497 |
| 国民健康保険税 | 19,464 | 22,389 | 24,025 |
| 後期高齢者医療保険料 | 590 | 599 | 260 |
| 介護保険料 | 2,726 | 3,536 | 4,163 |
| 清水高原簡易水道使用料 | 26 | 36 | 0(△2) |
| 合 計 | 42,817 | 47,013 | 49,128 |

一般会計及び特別会計の収入未済額は、4,281万7千円です。これを前年度と比較すると、△419万6千円（△8.9%）の減となっています。

(2) 一般会計

村税の収入済額は、10億6,527万1千円であり、前年度と比較して△5,174万8千円の減となっています。主なものは、個人村民税△1億21万8千円の減、固定資産税4,723万1千円の増です。

村税の収入未済額は、1,981万7千円で、前年度と比較して△47万4千円の減となっていますが、徴収率は、前年度を△0.2ポイント下回り98.0%です。村税で、不納欠損が151万7千円ありました。

(3) 国民健康保険特別会計

歳入歳出差引額、実質収支額ともに、660万3千円であり、国民健康保険支払準備基金の年度末現在高は926万7千円です。

国民健康保険税の収入未済額は、1,946万4千円で、前年度と比較して△292万

4千円の減となり、徴収率は、前年度を0.2ポイント上回り91.3%です。国民健康保険税で、不納欠損が198万3千円ありました。

一般会計繰入金として、4,414万1千円の収入が計上されています。

(4) 後期高齢者医療特別会計

歳入歳出差引額、実質収支額ともに、97万9千円です。

後期高齢者医療保険料の収入未済額は、59万円で、前年度と比較して△9万円の減となり、徴収率は、前年度を0.1ポイント上回り99.2%です。

一般会計繰入金として、1,712万7千円の収入が計上されています。

(5) 介護保険特別会計

歳入歳出差引額、実質収支額ともに、6,171万3千円であり、介護保険支払準備基金の年度末現在高は1億3,099万6千円です。

介護保険料の収入未済額は、272万6千円で、前年度と比較して△81万円の減となり、徴収率は、前年度を0.5ポイント上回り98.0%です。介護保険料で、不納欠損が81万1千円ありました。

一般会計繰入金として、9,714万1千円の収入が計上されています。

(6) 清水高原簡易水道特別会計

歳入歳出差引額、実質収支額ともに、111万1千円であり、清水高原簡易水道建設改良基金の年度末現在高は937万1千円です。

清水高原簡易水道使用料の収入未済額は、2万6千円で、前年度と比較して△1万円の減となり、徴収率は、前年度と同じ99.4%です。

一般会計繰入金として、1,161万2千円の収入が計上されています。

なお、令和5年4月1日から公営企業会計への移行となりました。

(7) 是正又は改善を要する事項等

決算審査の結果、是正又は改善が必要であると認められる事項等は、次のとおり区分して整理、記載しています。

| | | |
|------|---|-----------------------------|
| 指摘事項 | … | 著しく適正を欠くと認められ、是正又は改善を求めるもの |
| 要望事項 | … | 事務事業の改善を要する事項で、検討等を求めるもの |
| 意見 | … | 組織及び運営の合理化その他から、必要があると認めるもの |
| 勧告 | … | 特に措置を講ずる必要があると認めるもの |

後述のとおり、指摘事項3件、要望事項5件及び意見1件が認められました。なお、口頭で指示した軽微な事項等については、省略しました。

【指摘事項】 … 3件

職員の法令遵守に対する意識を高め、適正な事務事業の執行を行うよう求めるものです。

① 民生費における出納整理期間中の支出について

地方自治法第208条には、会計年度及びその独立の原則が規定されていて、第235条の5には、出納の閉鎖が規定されています。

令和4年度の出納整理期間中において、民生費の支出命令票に、翌年度の会計年度に属すると思われる請求書が添付されていました。

所管課、会計管理者等は、チェック体制の強化を図るなど、更なる意識改革を進めてください。

なお、令和3年度決算審査等の意見について講評（令和4年8月22日）の際に、消防費において同様の事案を口頭にて指示しています。

② 国民健康保険特別会計における出納閉鎖後の収入について

地方自治法第208条第1項は「普通地方公共団体の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。」とされていて、第

235条の5は「普通地方公共団体の出納は、翌年度の5月31日をもって閉鎖する。」こととされています。

国民健康保険特別会計歳入歳出決算では、歳入(款)繰入金-(項)基金繰入金-(目)支払準備基金繰入金-(節)支払準備基金繰入金の収入「4,300万円」が、出納閉鎖後の6月1日に事務処理されていました。

所管課、会計管理者等は、財務事務が適法かつ正確に行われるよう留意してください。

③ 介護保険特別会計における介護保険料の収入未済額について

介護保険特別会計歳入歳出決算では、歳入(款)保険料-(項)介護保険料-(目)第1号被保険者徴収保険料-(節)現年度分特別徴収保険料の収入未済額が「△4万4,610円」とされていました。

この事案は、他市町村においても還付未済として決算されている旨の説明がありましたが、財務規則に基づく適正な調定や収入について、所管課等は、適切な対処方法や事務処理が出来なかったものでしょうか。

職員一人ひとりが事務の内容を再確認し、なお一層の適正な事務の執行に努めてください。

《要望事項》 … 5件

① 村税、負担金、保険料等の収入率向上について

一般会計及び特別会計の収入未済額は、「(1)総括-⑧収入未済額の状況」のとおり4,281万7千円であり、その解消、縮減に向けて各種の努力がなされていますが、依然として多額なものとなっています。

公平な負担と財源確保の観点から、個々の実態に応じた適切な措置を講じ、新たな滞納の発生を防止するとともに、各所管課及び公営企業会計が連携のうへ徴収事務の体制を強化し、引き続き、収入未済額の管理の適正化と収入率の向上に向け、積極的に取り組むよう求めるものです。

また、不納欠損額について、「(1)総括-⑦不納欠損額の状況」のとおり、431万1千円であり、公平、公正な事務処理を行ってください。

② 衛生費における国民健康保険の高額療養費の未支給給付金について

国民健康保険の外来年間合算高額療養費の給付事務において、11人に計56万円余の給付金が未支給だった問題により、村のイメージダウンを招いた事案が発生しました。(新聞記事：令和5年1月)

これは、事務事業の執行の基礎となる法令や事務事業の内容の理解不足、確認不足等によるものと思われます。

一度失った信頼やイメージダウンは早急には改善されないことから、今後の職務の遂行にあたっては、職員ひとりが改めて自覚と危機感を持って臨むよう求めるものです。

③ 諸支出金における基金の運用益金の処理について

各基金条例では、基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に編入するものとされています。

平成3年度決算の審査意見で指摘しました財政調整基金9万5千円及び減債基金9千円と、ふるさと応援基金87万8千円(ふるさと応援寄附金を含む。)が基金には編入されていません。

前年度以前の基金の運用益金も確認、精査のうへ、適切に執行し、確実かつ効率的に運用されるよう求めるものです。

④ 物品の適正な管理及び活用について

財産に関する調書に記載する物品(重要物品)及び含まれていない物品について、物品台帳と照合、確認のうへ、適正な管理を徹底するよう求めるも

のです。

また、災害状況空撮用ラジコン飛行機について、有効な活用と安全管理を行うとともに、必要性を検討するよう要望します。

公有財産、物品、債権及び基金について、村民共有の財産であることを踏まえて、常に適正な管理に努めてください。

⑤ 一般会計及び特別会計の決算要領等の公表について

地方自治法第233条第6項及び財政状況の公表に関する条例（昭和53年山形村条例第1号）第3条第2項の規定により、決算要領の公表及び財政状況の公表について、村ホームページの利用及びその他の方法も検討のうえ、行うよう求めるものです。

なお、地方自治法第233条第6項の規定に基づき、決算をその認定に関する議決及び監査委員の意見と併せて公表することとされています。

【意見】 … 1件

① 会計管理者及び会計係の組織・体制づくりについて

地方自治法第168条の規定により、会計管理者1人が置かれ、山形村会計管理者の補助組織設置規則（令和2年山形村規則第6号）において、会計管理者の権限に属する事務を処理させるため、会計係を設けています。

村では令和2年度から、会計管理者は総務課長が兼ねることになり、総務課に会計係が置かれました。

会計管理者の兼務について、定期監査等、例月出納検査、決算審査等における、是正又は改善を要する事項等を集約しながら、会計の信頼性を高めるという点からも、疑義をいなくとともに、期待に応えられるような独立性や専門性を高める組織及び職員体制が必要であると認めるものです。

従来しばしば指摘、要望した事項の背景には、組織的にチェックの徹底や強化が不十分であり、守備範囲の照応等について、新たな緊張感と姿勢が問われています。

(8) むすび

今後とも、行財政運営にあたっては、村民の理解と協力を得ながら、財政の健全化に向けた取り組みをより強力に推進するとともに、人口減少や物価高騰、自然災害など、先行きが不透明な社会情勢にあって、将来の世代に過度の負担を残さず、課題に取り組まれるよう要望します。

最後に、開村150周年の節目に向け、村長はじめ職員一人ひとりが、複雑多様化する村民ニーズなどに対応した行政サービスを安定的に供給するとともに、透明性を確保し、村民に対して十分な説明責任を果たしてください。

令和4年度山形村基金運用状況の審査意見

- 1 審査の種類
基金運用状況審査
根拠法令 地方自治法第241条第5項の規定による審査
- 2 審査の対象 1 基金
令和4年度山形村土地開発基金の運用の状況を示す書類
- 3 審査の着眼点及び実施内容
村長から提出された定額運用基金の運用状況を示す書類の計数は正確か、運用状況は適正かに主眼をおき、関係諸帳簿及び証拠書類との照合等通常実施すべき審査方法により、山形村監査委員監査基準に準拠して審査を実施しました。
- 4 審査期間及び実施場所
令和5年7月27日から同年8月8日まで（所管課から説明聴取）
山形村役場
- 5 審査の結果
審査に付された定額運用基金の運用状況を示す書類の計数は、関係諸帳簿及び証拠書類と符合しており、前述のとおり審査した限り、重要な点において、村長から提出された基金の運用の状況を示す書類の計数が正確であると認められ、基金の運用が確実かつ効率的に行われていると認められました。

6 審査の意見等

(1) 土地開発基金の運用状況

| 区 分 | 前年度末 現在高 | 決算年度中 | | 決算年度末 現在高 |
|--------|-------------|-------|-----|--------------|
| | | 増加高 | 減少高 | |
| 土地 (㎡) | 0 | | | 0 |
| 現金 千円) | 78,957 | 45 | | 79,002 |

令和4年度末現在の基金の総額は、7,900万2千円であり、前年度末に比べ4万5千円増加しています。これは預金利子によるもので、運用収益は一般会計歳入歳出予算に計上して整理されています。

土地の取得等は、ありませんでした。

(2) むすび

土地開発基金は、村における公用若しくは公共用に供する土地又は公共の利益のために取得する必要がある土地をあらかじめ取得することにより、事業の円滑な執行をはかるため設置されたものです。

今後とも、適正かつ効率的な運用に努め、基金の設置目的に沿って、長期的な展望に立った円滑な執行及び一層の成果を上げるようにしてください。

令和4年度山形村公営企業会計決算の審査意見

- 1 審査の種類
公営企業会計の決算審査
根拠法令 地方公営企業法第30条第2項の規定による審査
- 2 審査の対象 2 公営企業会計
令和4年度山形村水道事業会計決算
令和4年度山形村下水道事業会計決算
各公営企業会計決算に関する証書類、事業報告書、キャッシュ・フロー計算書、収益費用明細書、固定資産明細書及び企業債明細書
- 3 審査の着眼点及び実施内容
審査にあたっては、村長から提出された審査対象となった書類について、関係法令に準拠して作成されているか、決算書類の計数は正確か、事業の経営成績及び財政状態が適正に表示されているかに主眼をおき、関係諸帳簿及び証拠書類との照合等通常実施すべき審査方法を実施したほか、必要と認めるその他の審査方法により、山形村監査委員監査基準に準拠して審査を実施しました。
また、地方公営企業法第30条第3項の規定により、各公営企業が企業の経済性を発揮するとともに、公共の福祉を増進するように運営されているかどうかについても、配慮して審査を行いました。
- 4 審査期間及び実施場所
令和5年7月27日から同年8月8日まで（所管課から説明聴取）
山形村役場
- 5 審査の結果
審査に付された公営企業会計の決算報告書、財務諸表その他の書類は、法令に準拠して作成されているかをチェックするとともに、決算計数は、関係諸帳簿及び証拠書類と照合した結果、前述のとおり審査した限り、重要な点において、決算その他関係書類が法令に適合し、かつ正確であると認められ、事業の経営成績及び財政状態を適正に表示しているものと認められました。
なお、事務処理等については、一部に是正又は改善を要する事項等が見受けられたものの、おおむね適正に行われていましたが、より一層の安定経営及び経営改善に向けて、後述のとおり意見を付します。

6 審査の意見等

(1) 総括

① 損益計算書 (税抜き) (単位 千円)

| 項 目 | 水道事業会計 | 下水道事業会計 |
|--------------------|---------|---------|
| 1 総収益 B+C+G A | 199,039 | 396,213 |
| (1) 営業収益 B | 153,130 | 157,513 |
| (2) 営業外収益 C | 45,909 | 232,997 |
| 2 総費用 E+F+H D | 161,716 | 326,475 |
| (1) 営業費用 E | 156,198 | 287,233 |
| (2) 営業外費用 F | 5,518 | 36,896 |
| 3 経常利益 (B+C)-(E+F) | 37,323 | 66,381 |
| 4 経常損失 | | |
| 5 特別利益 G | | 5,703 |
| 6 特別損失 H | | 2,346 |
| 7 純利益 A-D | 37,323 | 69,738 |
| 8 純損失(△) | | |

| | | | |
|----|----------------|--------|---------|
| 9 | 前年度繰越利益剰余金 | 58,693 | 339,643 |
| 10 | その他未処分利益剰余金変動額 | | |
| 11 | 当年度未処分利益剰余金 | 96,016 | 409,381 |

② 貸借対照表 (税抜き) (単位 千円)

| 項 目 | 水道事業会計 | 下水道事業会計 |
|----------------|-----------|-----------|
| 1 固定資産 | 1,204,355 | 5,442,275 |
| 2 流動資産 | 596,523 | 131,807 |
| 3 繰延資産 | | |
| 4 資産合計 | 1,800,878 | 5,574,082 |
| 5 固定負債 | 348,271 | 1,022,033 |
| 6 流動負債 | 72,317 | 275,748 |
| 7 繰延収益 | 163,159 | 3,024,598 |
| 8 負債合計 | 583,747 | 4,322,379 |
| 9 資本金 | 726,115 | 842,322 |
| 10 剰余金 | 491,016 | 409,381 |
| 11 その他有価証券評価差額 | | |
| 12 資本合計 | 1,217,131 | 1,251,703 |
| 13 負債・資本合計 | 1,800,878 | 5,574,082 |

③ 企業債現在高の状況 (単位 千円)

| 区 分 | 令和4年度末 | 令和3年度末 | 令和2年度末 |
|---------|-----------|-----------|-----------|
| 水道事業会計 | 371,357 | 394,144 | 416,639 |
| 下水道事業会計 | 1,271,953 | 1,536,452 | 1,800,198 |
| 合 計 | 1,643,310 | 1,930,596 | 2,216,837 |

本年度末の企業債残高は16億4,331万円で、前年度末と比較して△2億8,728万6千円(△14.9%)減少しています。

④ 不納欠損額の状況 (単位 千円)

| 区 分 | 令和4年度 | 令和3年度 | 令和2年度 |
|----------------|-------|-------|-------|
| 水道事業会計 水道料金 | 13 | | 15 |
| 下水道事業会計 下水道使用料 | 9 | 56 | 25 |
| 合 計 | 22 | 56 | 40 |

公営企業会計の不納欠損額は、2万2千円です。これを前年度と比較すると、△3万4千円(△60.7%)減少しています。

⑤ 未収金の状況 (単位 千円)

| 区 分 | 令和4年度 | 令和3年度 | 令和2年度 |
|----------------|-------|-------|-------|
| 水道事業会計 水道料金 | 2,668 | 2,461 | 2,047 |
| 下水道事業会計 下水道使用料 | 1,371 | 1,275 | 976 |
| 合 計 | 4,039 | 3,736 | 3,023 |

公営企業会計の未収金は、403万9千円です。これを前年度と比較すると、30万3千円(8.1%)増加しています。

(2) 水道事業会計

1日平均配水量は2,547m³で、前年度と比較して△35m³の減少となり、有収率は84.4%で、前年度の有収率84.3%と比較して、0.1ポイント増加しました。

一般会計の負担金として71万6千円、補助金として3,254万円の収入が計上されています。

① 損益計算書

ア 収益的収支は、経常利益は3,732万3千円で、前年度の経常利益5,255万1千円と比較して、△1,522万8千円(△29.0%)減少しています。

イ 当年度未処分利益剰余金は、9,601万6千円となっていますが、これは純利益3,732万3千円に、前年度繰越利益剰余金5,869万3千円を加えたものです。

② 貸借対照表

ア 資産合計は、18億87万8千円で、前年度の資産合計17億6,885万7千円と比較して、3,202万1千円（1.8%）増加しています。

イ 負債合計は、5億8,374万7千円で、前年度の負債合計5億8,904万9千円と比較して、△530万2千円（△0.9%）減少しています。

ウ 資本合計は、12億1,713万1千円で、前年度の資本合計11億7,980万8千円と比較して、3,732万3千円（3.2%）増加しています。

③ 資金収支

キャッシュ・フロー計算書による資金残高は、5億9,198万6千円で、積立金3億9,500万円、普通預金1億1,697万6千円、定期預金8,000万円及び現金1万円として保管されています。

(3) 下水道事業会計

1日平均処理水量は2,162m³で、前年度と比較して△27m³の減少となり、有収率は97.0%で、前年度の有収率95.2%と比較して、1.8ポイント増加しました。

一般会計の負担金として、2億3,000万円の収入が計上されています。

① 損益計算書

ア 収益的収支は、経常利益は6,638万1千円で、前年度の経常利益7,726万6千円と比較して、△1,088万5千円（△14.1%）減少しています。

イ 当年度未処分利益剰余金は、4億938万1千円となっていますが、これは純利益6,973万8千円に、前年度繰越利益剰余金3億3,964万3千円を加えたものです。

② 貸借対照表

ア 資産合計は、55億7,408万2千円で、前年度の資産合計57億6,450万4千円と比較して、△1億9,042万2千円（△3.3%）減少しています。

イ 負債合計は、43億2,237万9千円で、前年度の負債合計45億8,253万9千円と比較して、△2億6,016万円（△5.7%）減少しています。

ウ 資本合計は、12億5,170万3千円で、前年度の資本合計11億8,196万5千円と比較して、6,973万8千円（5.9%）増加しています。

③ 資金収支

キャッシュ・フロー計算書による資金残高は、1億3,043万7千円で、普通預金1億3,043万7千円として保管されています。

なお、固定資産である公共下水道施設整備推進基金は、2億3,464万4千円となっています。

(4) 是正又は改善を要する事項等

決算審査の結果、是正又は改善が必要であると認められる事項等は、次のとおり区分して整理、記載しています。

| | | |
|------|----|-----------------------------|
| 指摘事項 | … | 著しく適正を欠くと認められ、是正又は改善を求めるもの |
| 要望事項 | … | 事務事業の改善を要する事項で、検討等を求めるもの |
| 意見 | …… | 組織及び運営の合理化その他から、必要があると認めるもの |
| 勧告 | …… | 特に措置を講ずる必要があると認めるもの |

後述のとおり、指摘事項1件及び要望事項3件が認められました。

なお、口頭で指示した軽微な事項等については、省略しました。

【指摘事項】 … 1件

① 下水道事業会計における分担金の基金積立てについて

山形村公共下水道施設整備推進基金の設置、管理及び処分に関する条例（平成9年山形村条例第7号）第2条は、「基金として積み立てる金額は、山形村公共下水道事業受益者分担に関する条例第6条の規定により徴収した分担金の一部又は全部で、予算で定める。」と規定しています。

下水道事業において徴収した分担金の基金への積立てについて、公営企業会計の「下水道事業会計」へ移行しました平成27年度から令和4年度までの8年間を精査のうえ、適切に事務処理をするよう求めるものです。

なお、下水道事業受益者の分担金は1単位当たり35万円であり、資本的収入の下水道分担金として、令和4年度が700万円、令和3年度が1,295万円などの収入が計上されています。

《要望事項》 … 3件

① 水道料金及び下水道使用料の収入率向上について

水道料金及び下水道使用料の未収金は、「(1)総括－⑤未収金の状況」のとおり403万9千円であり、令和元年度の未収金264万9千円と比較すると139万円（52.5%）増加しています。

過年度分未収金の徴収に対する取組みを行うことが重要ですが、現年度分未収金の解消、縮減についても、重点的に取組むとともに、一般会計及び特別会計の所管課と連携のうえ、徴収事務の体制を強化し、引き続き、未収金の管理の適正化と収入率の向上に努めるよう求めるものです。

また、不納欠損額について、「(1)総括－④不納欠損額の状況」のとおり、2万2千円であり、事務処理をより適正に行ってください。

② 固定資産の適切な管理、活用等について

土地、構築物、機械及び装置などの有形固定資産について、固定資産台帳と引き合わせて調べたうえで、必要に応じて台帳の更新を行い、適切な資産管理や有効な活用等を求めるものです。

また、無形固定資産、その他資産についても、同様に対応を行うよう要望します。

③ 公営企業会計の決算要領の公表について

地方公営企業法第30条第7項の規定により、決算の要領に関する公表について、村ホームページの利用及びその他の方法も検討のうえ、行うよう求めるものです。

なお、地方公営企業法第30条第7項の規定に基づき、一般会計及び特別会計歳入歳出決算と同様に、決算をその認定に関する議決及び監査委員の意見と併せて公表してください。

(5) むすび

最後に、住民に最も身近なライフラインである水道事業及び下水道事業を取り巻く経営環境は、老朽化した施設や設備の更新、改修等に要する経費の増加により、今後も厳しい状況が続くと見込まれます。

公営企業としての経済性を発揮するなかで、公共の福祉が増進されるよう、一層の経営安定化を図るとともに、質の高いサービスが提供されることを望むものです。